令　和　7　年　度

# 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

小 田 原 市 監 査 委 員

監査第328号

令和８年（2026年）８月31日

小田原市長　加藤　憲一　様

小田原市監査委員　近　藤　正　道

小田原市監査委員　山　崎　佐　俊

小田原市監査委員　武　松　　忠

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

# 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

## 第１　審査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和２年小田原市監査委員告示第１号）に準拠して実施した。

## 第２　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づく審査

## 第３　審査の対象

(1) 令和７年度決算に基づく健全化判断比率

ア　実質赤字比率

イ　連結実質赤字比率

ウ　実質公債費比率

エ　将来負担比率

(2) 令和７年度公営企業会計決算に基づく資金不足比率

(3) 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第４　審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確であるか。

## 第５　審査の実施内容

審査に当たっては、審査対象書類が法令に従って正確に作成されているかを確かめるため、決算関係書類及び根拠書類との照合、関係職員からの説明聴取及び計数の年度間比較を実施した。

## 第６　審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。